

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

NOVEMBER 2021
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税(GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年11月の銀行法、証券法に関連する主要なアップデートを取り上げています。主な内容は、以下の通りです。

1 銀行法(Banking laws)

- 1.1 Integrated Ombudsman Scheme, 2021 by the RBI
- 1.2 Discussion Paper by NITI Aayog on “Digital Banks: A Proposal for Licensing & Regulatory Regime for India”

2 証券法(Securities laws)

- 2.1 Amendments to the Securities and Exchange Board of India (Listing Obligations and Disclosure Requirements) Regulations, 2015
- 2.2 Amendment to the Securities and Exchange Board of India (Intermediaries) Regulations, 2008

1. 銀行法(BANKING LAW)

2021年11月の銀行法関連の主なアップデートは、次の通りです。

1.1. Integrated Ombudsman Scheme, 2021 by the RBI

- 1.1.1. インド準備銀行(=RBI)は、2021年11月12日付の通達で、RBIの既存のオンブズマン制度である(a)2006年銀行向けオンブズマン制度、(b)2018年非銀行金融会社向けオンブズマン制度、(c)2019年デジタル取引向けオンブズマン制度、の3つを統合した「2021年準備銀行-統合オンブズマン制度」を発表しました。当該制度には、預金規模が5億ルピー以上の非指定型プライマリー協同組合銀行も含まれており、「一国一オンブズマン」アプローチを採用し、司法に依存しない紛争解決メカニズムを構築したものです。当該制度は、2021年11月12日に開始されています。
- 1.1.2. 当該制度は、RBIの規制下にある金融機関や銀行等が、サービスの欠陥を伴う顧客の苦情に対して、納得のいく対応策を提示しない場合や、30日以内に回答が得られない場合に、費用をかけずに顧客を救済するためのものです。
- 1.1.3. 制度の主な特徴は以下の通りです。

(a) 苦情申立時、申立人は、その根拠となるオンブズマン制度を特定する必要はありません。

(b) 苦情申立時の理由となる「サービスの欠陥」が制度上定義されており、除外事項についても規定されています。これにより、制度上記載されている理由に該当しないという理由だけで、苦情が拒否されることはありません。

(c) オンブズマン事務所の管轄地域に関する制限が撤廃されました。

(d) 苦情は、RBI の苦情管理システムからオンラインで提出するか、専用の電子メールを介して提出するか、もしくは規定のフォーマットに沿って物理的に送付することが可能です。

(e) 多言語コンタクトセンターにおいて、RBI の代替苦情処理メカニズムに関する情報や説明の提供および案内が行われます。

(f) 規制対象となる金融機関や企業等が、苦情に対して情報・文書の提供等を迅速に行わなかったとしてオンブズマンから是正指示を受けた場合、これに対する不服申立の権利は有しません。

1.1.4. Please click [here](#) to read the Scheme.

1.2. Discussion Paper by NITI Aayog on “Digital Banks: A Proposal for Licensing & Regulatory Regime for India”

1.2.1. インド政府の公共政策シンクタンクである NITI Aayog は、デジタルバンクに関する一般市民からのコメントを募集し、インドにおけるデジタルバンクのライセンス、規制の枠組みの雛形、およびロードマップをディスカッションペーパーとして発表しました。ディスカッションペーパーでは、デジタルバンクの設立が推奨されています。デジタルバンクとは、物理的な支店を持たず、インターネットやその他の近接したチャネルにてサービスを提供する銀行のことです。

1.2.2. ディスカッションペーパーでは、デジタルバンクのライセンス取得について、2 段階のアプローチが提案されています。第 1 段階として、制限付きデジタルビジネスバンク・ライセンスを取得し、第 2 段階として、フルスタック・デジタルビジネスバンク・ライセンスを取得します。第一段階においては、RBI の規制機関であるサンドボックスにて、デジタルバンク製品としてのテストが実施されます。これを経ることで、デジタルバンクはフルスタックのデジタルビジネスバンク・ライセンスを取得することができます。

1.2.3. 最低払込資本金の額について、デジタルビジネスバンク・ライセンスについては 2 億ルピー、デジタルユニバーサルバンク・ライセンスについては 20 億ルピーとすることが提案されています。

1.2.4. Please click here to [read](#) the discussion paper.

2. 証券法(SECURITIES LAW)

2021年11月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

2.1. Amendments to the Securities and Exchange Board of India (Listing Obligations and Disclosure Requirements) Regulations, 2015

2.1.1. インド証券取引委員会(=SEBI)は、2021年11月9日、2012年インド証券取引委員会(上場義務および開示要件)規則(=LODR 規則)を改正する旨の通知を発行しました。上場企業の関連当事者および関連当事者取引に関する規定が改正されます。当該改正は、2022年4月1日より施行されます。

2.1.2. 今回の改正では、以下に該当する個人または企業が「関連当事者」とみなされます。

(a)上場企業のプロモーターまたはプロモーターグループである場合(株式保有状況は問わない)

(b)上場企業の株式の20%を直接または受益的に保有している場合。なお、2023年4月1日以降は、当該基準値は10%に引き下げられる予定です。改正前は、上場企業の株式を20%以上保有している者のみが、上場企業の関連当事者に分類されていました。

2.1.3. 関連当事者取引の定義も拡大されており、上場企業の子会社と上場企業の関連当事者の子会社間の取引も含まれます。なお、2023年4月1日以降は、上場企業又はその子会社と他の企業との間で行われる取引の内、上場企業又はその子会社の関連当事者に利益をもたらす取引についても、関連当事者取引に含まれることとなります。

2.1.4. 重要な関連者間取引の基準についても改正されています。従来は、上場企業の年間連結売上高の10%を超える取引が重要な関連当事者取引とみなされていましたが、関連当事者取引が100億ルピーもしくは上場企業の年間連結売上高の10%のいずれか低い方の金額を超える場合には、重要な関連当事者取引とみなされることとなります。

2.1.5. その他の改正事項として、上場企業は、6ヶ月毎の単体および連結決算発表日から15日以内に証券取引所に関連当事者取引の開示提出が義務付けられます。なお、2023年4月1日以降は、6ヶ月毎の単体および連結決算発表日における開示が求められるようになります。

2.1.6. 2021年11月22日、SEBIは、証券取引所への関連当事者取引の報告様式を通知しました。上場企業は、当該様式にて6ヶ月毎に開示を行うことが推奨されています。

2.1.7. Please click [here](#) and [here](#) to read the amendment notification and the circular, respectively.

2.2. Amendment to the Securities and Exchange Board of India (Intermediaries) Regulations, 2008

2.2.1. 2021年11月17日、SEBIは、2008年SEBI(仲介者)規則(=仲介者規則)を改正し、別表IIを差し替えると共に、仲介者として登録するための「適格性」基準を規定する旨の通知を行いました。2021年11月17日より施行されています。

2.2.2. 今回の改正により、SEBIは、申請者が仲介者規制の下「適格性」基準を満たしているかどうかを判断する際、仲介者の代表者、取締役またはマネージングパートナー、コンプライアンス・オフィサー、主要管理者に加えて、プロモーター、申請者、および支配的利益を保有または支配権を行使する者が基準を満たしているかどうかについても検討することができるようになりました。

2.2.3. 「適格性」基準の明確化のため、以下の欠格事由についても規定されています。

- i) 刑事訴訟法第154条に基づく刑事告訴中である
- ii) 執行機関による経済犯罪の告発状の提出および手続き中である
- iii) 証券法または金融市場に関する事項について、取締役会/規制当局/執行機関による自制、禁止、資格停止の命令を受けている
- iv) 回収手続きが係争中である
- v) 道徳的侮辱を伴う犯罪の有罪判決を受けた
- vi) 清算手続きが可決または開始された
- vii) 破産宣告がなされた
- viii) 心神喪失である
- ix) 故意による債務不履行者である
- x) 経済犯罪逃亡者宣告を受けた
- xi) 指定のその他欠格事由に該当する

2.2.4. 仲介者として「適格性」を満たさないと判断された場合、当該宣告の日から5年間、仲介者としての登録申請はできません。また、登録仲介業者に関連する者が改訂基準を満たしていない場合、仲30日以内に交代させることが要求されます。

2.2.5. 今回の改正において、仲介者は、登録時だけでなく、登録期間中も常に「適格性」基準を満たし続けなければならないことも明確にされています。

2.2.6. 当該改正は2021年9月28日のSEBI理事会にて承認されました。

2.2.7. Please click [here](#) to read the amendment notification.

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in